

美唄市商店街賑わい創出事業 募集要領
(美唄市中小企業等振興条例第 4 条第 2 号に定める商店街環境整備補助金)

1. 目 的

この補助金は、美唄市商店会等がイベントや利便性の向上や景観整備を行うことで市内外の方々を呼び込み、中心市街地を回遊するような賑わいを創出することを目的とします。

2. 募集する事業

- (1) 商店街イベント等開催事業
- (2) 消費者の利便性向上のための事業
- (3) 商店街の景観の改善のための事業

3. 補助対象範囲及び要件

- ・申請者が美唄商工会議所・商店街振興組合・事業協同組合または5店舗以上で構成された任意団体であること
- ・当該年度中(令和8年3月31日まで)に完了する事業であること
- ・国、道の補助金及び美唄市の別の補助金を活用していないこと
- ・団体の構成員に市税を滞納している事業所が無いこと
- ・美唄市暴力団の排除の推進に関する条例(平成25年条例第4号)第2条に規定する暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者に該当しないこと

4. 募集期限

令和7年11月28日(金)まで

※予算が無くなり次第終了となります。

5. 補助金額

(1) 補助金額

補助対象経費の1/2に相当する額(上限100万円)

(2) 補助対象経費

○商店街イベント等開催事業

商店街に人を呼び込むためのイベント等開催する経費で以下のもの。

ア 広告宣伝費

チラシ・ポスター、立て看板、横断幕等の作製、新聞折り込み費用等

イ 開催費

謝金、会場設営費、会場借上料、使用料、保険料、委託料

ウ 事務費

事務用品等消耗品購入費

○消費者の利便性向上のための事業

買物客の利便性の向上を図るために実施する事業に要する経費で以下のもの。

賃金、会議費、消耗品費、印刷製本費、広告宣伝費、通信運搬費、物品借上費、自動車借上料、修繕・改造費、会場借上費、委託費、その他市長が認める経費(なお、食糧費、旅費、パソコン等汎用性の高い備品の購入費を除く)

○商店街の景観の改善のための事業

商店街の魅力アップにつながる事業に要する経費で以下のもの。

消耗品費、物品借上費、修繕・改造費、委託費、備品購入費、その他市長が認める経費（なお、食糧費、旅費、パソコン等の汎用性の高い備品の購入費を除く）

（３）補助金の支払時期

事業完了後、実績報告書を受領し、補助金額を確定したのちに支払います。

6. 応募方法について

（１）応募方法

応募書類を美咲市経済部経済観光課へ提出してください。

（２）応募書類

- ・ 補助金交付申請書
 - ・ 事業計画書
 - ・ 収支内訳書
 - ・ 見積書
 - ・ 団体名簿及び事業参加者名簿
 - ・ その他必要な書類
- } (HPよりダウンロード)

（３）提出部数

１部

※本申請の前に事前申請を行うこと。また、事前申請期間中に本申請を希望する場合は、事前申請時にご相談ください。

7. 審査の手続き

応募書類を市が審査し、補助金を交付するか否かを判断します。

審査項目及び審査の着眼点

- ・ 公的な資金の使途として適切であること
- ・ 事業の妥当性・実現性・継続性・創造性がみとめられること
- ・ 安全が配慮されていること

8. 事業完了後の実績報告の提出

事業が完了してから１４日以内に下記の書類を提出していただきます。

提出書類

- ・ 補助事業実績報告書
 - ・ 収支内訳書
 - ・ 領収書（写）
 - ・ 事業実施したことがわかる写真
 - ・ その他必要な書類
- } (HPよりダウンロード)

9. 応募受付・問い合わせ

〒072-8660 美咲市西３条南１丁目１－１

美咲市役所経済部経済観光課商工労働係

【TEL】 0126-63-0111（直通）

【E-mail】 shokou@city.bibai.lg.jp